

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(千葉県担当部会)

平成 29 年 7 月 21 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1700047号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第1700013号

第1 結論

平成12年4月から平成14年1月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和52年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成12年4月から平成14年1月まで

私は、請求期間の国民年金保険料について、社会保険事務所(当時)から納付することを促され、私の母に納付してもらったので、納付したことを認めてほしい旨の訂正請求を4回行ったが、訂正は認められないとする通知を受け取った。

しかし、請求期間の国民年金保険料が未納とされていることにどうしても納得できないので、再度訂正請求した。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、i) 請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、請求者に聴取しても、保険料の納付についての具体的な状況が不明であること、ii) 請求者の母は、請求者に代わり請求期間の保険料を納付した記憶がある旨陳述しているが、具体的な納付時期や納付した保険料額の記憶が明確でないこと、iii) 保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないことなどから、既に平成27年12月2日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

また、2回目の訂正請求において、請求者は、請求者の母から請求期間に係る国民年金保険料の納付状況に関する記憶がより鮮明になったと聞いたことのほかに、保険料を納付してもらったお礼に、食事をした商業施設の名称を挙げて、請求者の母に食事をご馳走したことを思い出したと主張して、再度訂正請求を行ったが、i) 請求者の母から陳述を得ることができないこと、ii) 保険料を納付してもらったお礼に請求者が請求者の母に食事をご馳走したことを思い出したと陳述していることについては、請求期間に係る保険料の納付状況を明らかにするものではなく、当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められないことから、既に平成28年5月26日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されて

いる。

さらに、請求者は、これまでの請求と同じ請求内容で、請求者の母に請求期間の国民年金保険料を納付してもらったと主張して、再度訂正請求（3回目）を行ったが、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、既に平成28年9月30日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

加えて、請求者は、これまでの請求と同じ請求内容に加え、「母が更に更に記憶が鮮明に納めたことを思い出したようです。」と主張して再度訂正請求（4回目）を行ったが、請求期間の国民年金保険料を納付したとする請求者の母に鮮明になったとする記憶について照会したところ、請求者の母は、平成14年1月に請求期間に係る保険料20万円以上を一括してA社会保険事務所（現在は、A年金事務所）の国民年金の窓口で納付し領収書を受け取った旨回答しているが、制度上、同年1月に現年度保険料を含む請求期間の保険料を一括して社会保険事務所において納付することはできないなど、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、既に平成29年2月14日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

しかしながら、請求者は、これまでの請求と同じ請求内容に加え、請求者の母に請求期間の国民年金保険料を納付してもらったのは平成14年1月28日であったと具体的な日付を挙げ、再度訂正請求を行っているものである。

今回、請求期間の国民年金保険料を納付したとする請求者の母に対して、納付した日付が平成14年1月28日と具体的に判明した理由について照会したところ、請求者の母は、普段の仕事のある日は慌ただしいので絶対に店休日である月曜日にしか雑事はこなさない。平成13年12月中に息子に頼まれていたが、年末年始は忙しかったり、成人の日があったり、天気が悪かったりでノビノビになって平成14年1月の最終日になった。A社会保険事務所の受付で男性や女性と会話したことを覚えている。そこで書類一式を渡し、たんす預金からの25万円と、自分の財布から約4万円を払った。当時貯金のない息子のための出費を絶対忘れるわけがない旨回答しているが、制度上、同年1月28日に現年度保険料を含む請求期間の保険料を一括して社会保険事務所において納付することはできないなど、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められない。

また、A年金事務所は、平成14年1月28日に請求者の母が来所した事蹟や請求期間に係る国民年金保険料を納付した事蹟はない旨回答している。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。